2020年度鹿児島大学21世紀版薩摩藩英国留学生派遣事業
「UCL稲盛留学生候補者」募集要項

１．趣旨・目的

鹿児島大学21世紀版薩摩藩英国留学生「UCL稲盛留学生」（以下「UCL稲盛留学生事業」という。）は、鹿児島大学憲章に基づき、1865 年の幕末時代の薩摩藩の精神を継承し、「進取の気風」を備えた人材を輩出するため、University College London （以下「UCL」という。）で学ぶ学生を支援することを目的とする。

２．事業概要

UCL稲盛留学生事業は、本学の大学院生（入学予定者を含む）から本事業へ申請した学生のうち、UCLへの留学候補者（以下「UCL稲盛留学生候補者」という。）として学内で選抜され、UCLから入学許可を得た者(以下「UCL稲盛留学生」という。)に経済的支援を行う。

３．支援予定人数

１～２名

４．支援対象となる留学

(1)留学

UCL　修士課程レベルのプログラム（Postgraduate Taught Affiliate Programme）

(2)プログラム

UCL稲盛留学生候補者は、UCLの約80ある上述のプログラムの中から希望に応じて３つまで申請することが可能。

(3)留学期間

UCLの2020年の秋学期と2021年の春夏学期（2020年９月下旬～2021年６月上旬）

(4)留学中のUCLでの在籍身分

アフィリエイト・スチューデント（鹿児島大学に在籍しながら単位取得のためにUCLの授業を受講し、通常のUCLの正規学生と同等の扱いを受ける学生）

(5)留学中の鹿児島大学での在籍身分

「留学」となり、この期間は修業年限に参入される。各研究科が定める規則により、UCL 授業科目の履修単位は本学における授業科目の履修により修得したものとみなされることがある。単位認定については各研究科で必要要件が異なるので、各自で確認すること。

５．応募者の要件

日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者で、次の(1)～(6)に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1)次のいずれかに該当する者

1)留学期間終了後、日本を代表するような教育者又は研究者となる意思を有する者。(例えば、「京都賞」を受賞するような研究者となる意思を有する者)

2)留学期間終了後、日本をリードするような世界的な企業人として活躍する意思を有する者。（例えば、稲盛和夫鹿児島大学名誉博士のような経営者となる意思を有する者）

3)留学期間終了後、1)又は2)に類する活動を行う意思を有する者

(2)本制度による支援を受けて自身が留学で得た経験や成果を将来にわたって鹿児島大学及び日本社会に還元し、鹿児島大学や日本社会に貢献する者で、本学が依頼する各種イベントへの参加や調査等に協力する者

(3)2020 年４月１日において、本学大学院の修士課程及び博士課程に在学する者又は入学を予定する者

(4)（現在学部に所属する者）現所属学部入学時から応募時の前学期までのGPAが3.0/4以上の者。

（現在修士課程又は博士前期課程に所属する者）学部のGPA及び現所属課程入学時から応募時

の前学期までのGPAが3.0/4以上の者。
（現在博士課程及び博士後期課程に所属する者）学部のGPA及び修士課程（博士課程前期）のGPA並びに現所属課程入学時から応募時の前学期までのGPAが3.0/4以上の者。
ただし、UCLの希望するプログラムが求める学業成績係数を具体的点数として明示している場合は、希望プログラムが求める学業成績係数以上である者
(5)UCLへの申請時（2020年３月）までに次の水準以上の英語能力を有する者
IELTSの得点が6.5（Academic Module)、TOEFL iBT(internet-Based-Test)の得点が92点以上であること。ただし、UCLの希望するプログラムが求める英語能力水準を具体的点数で明示している場合は、希望プログラムが求める英語能力以上を有している者
ただし、本申請時（2019年10月31日）までに次の水準以上の英語能力を有していること
IELTSの得点が6.0（Academic Module)、TOEFL iBT(internet-Based-Test）の得点が84点以上であること。
(6)UCLでの勉学に耐えられる健康状態（心身ともに）である者
(7)所属（予定）研究科長（以下「研究科長」という。）の推薦を得られる者
(8)その他鹿児島大学長が必要と認める条件を満たす者

６．支援内容
次に掲げる経費を支援する。
(1)ロンドンへの渡航費（往復）
往復渡航旅費は、300,000円を上限とし合理的かつ経済的な経路により算出する。
(2)ロンドンでの滞在費（UCLとの協議により算出）
1,500イギリスポンドを月額給付する。ただし、ロンドンの住居費は物価の変動により、金額が変更となることがある。
(3)UCLの授業料
UCLの授業料を全額給付する。ただし、鹿児島大学に「留学」の身分で在籍することとなるため、鹿児島大学の授業料は自己負担となる。
(4)その他､留学のために必要と認められる経費(海外旅行保険料及びビザ発行に係る手数料等)
海外旅行保険料及びビザ発行に係る手数料は実費額を給付する。海外旅行保険は、原則として鹿児島大学が推薦する海外旅行傷害保険に加入すること。

７．他助成等との重複
原則として、他団体等からの助成を受けてはならない。ただし、他団体等からの助成が６．における支援金の４分の１を下回る場合は、その差額を支給することがある。
他団体からの助成に関する報告を怠り、他団体等からの重複支援を受けたことが後日判明した場合、支援金について返納を求めることがある。

８．申請書類等の作成及び提出
応募者は､(1)に定める応募者申請書類等を作成し､添付書類とともに研究科長に提出すること。
応募者を本事業に推薦する研究科長は、応募者から提出された申請書類等を確認したうえで、(2)に定める研究科長推薦書類を作成し、応募者申請書類等とあわせて、鹿児島大学長宛てに提出すること。
(1)応募者申請書類等：
1)申請書（様式１）
2)履歴書（英語）様式任意　ただし、A4サイズ用紙2頁以内
3)2020年４月１日現在の所属証明書類（例えば、在学証明書、入学許可書等）
4)（現在学部に所属する者）現所属学部入学時から応募時の前学期までの学業成績証明書（GPAの記載のあるもの)。
（現在修士課程又は博士前期課程に所属する者）学部及び現所属課程入学時から応募時の前学期までの学業成績証明書（GPAの記載のあるもの)。
（現在博士課程及び博士後期課程に所属する者）学部及び修士課程（博士課程前期）並び

に現所属課程入学時から応募時の前学期までの学業成績証明書（GAP の記載のあるもの）。
5)英語力を証明する書類（2020 年９月より過去２年間以内に受験したもの）
6)志望動機書（motivation letter）（英語）様式任意　ただし、A4 サイズ用紙 2 頁以内
7)推薦状（reference letter）（英語）様式任意　１名からの推薦
(2)研究科長推薦書類：様式２

９．国際事業課への申請書類等の提出期間
2019 年 10 月 1 日（火）～2019 年 10 月 31 日（木）17 時必着

※上記提出期限は、取りまとめの研究科長から国際事業課への提出期限となるので、応募者は、研究科長が定める期日までに所属(予定)研究科の担当係に申請書類等を提出すること。
※所属（予定）研究科の提出期限:2019 年　　月　　日（　　）　各自確認してください。

10. 審査及び採否の通知
(1)書面審査
研究科長から提出された申請書類等に基づき、書面審査を実施する。
(2)面接審査
書面審査による合格者（面接審査対象者）に対してのみ、2019 年 11 月を目途に面接審査を実施する。日時・場所が確定次第、研究科長を通して通知する。
審査項目は以下となるので参考にすること。
1)本事業の対象者としての能力及び将来性
2)英語能力
3)学業成績
(3)採否結果
面接審査対象者については、書面審査の結果と合わせ、2019 年 12 月中旬を目途に研究科長宛てに UCL 稲盛留学生候補者としての採否結果を通知する。
(4)UCL 稲盛留学生候補者として採用された者は、2020 年１月から３月を目途に各自 UCL の Postgraduate Taught Affiliate Programme の希望プログラムに応募すること。
(5)UCL から入学を許可された UCL 稲盛留学生は、定める期限までに誓約書１通（入学決定時に国際事業課から用紙を送付)及び健康診断書を研究科長を通して学長へ提出すること。

11.支援の支給方法等
UCL 稲盛留学生には、UCL からの入学許可決定時に、支給方法及び手続きを研究科長を通して通知する。

12.留学状況報告書の提出
UCL 稲盛留学生は、学期末毎に一度、UCL の成績証明書の写しとともに、学修・留学状況に関する報告書（入学決定後に国際事業課から用紙を送付）を研究科長を通して学長へ提出すること。また、支援終了から１か月以内に、UCL での成績証明書の写しとともに、留学成果に関する報告書（入学決定後に国際事業課から用紙を送付）を研究科長を通して学長へ提出すること。成果を広く公表するため提出された報告書は本学ホームページ及び本事業報告書等に掲載する。
また、フォローアップとして、本学の課程修了後に進路状況等について研究科長を通して学長へ報告すること（入学決定後に国際事業課から用紙を送付)。

13.その他の留意事項
(1)UCL 稲盛留学生候補者は、各自で希望する UCL のプログラムへ応募し、UCL からの入学許可を取得すること。また、各自で留学に必要な査証を取得すること。
(2)応募者及び UCL 稲盛留学生候補者は、各自において事前に UCL での留学に関する情報収集に努めること。また、留学にあたっては、現地の安全情報に十分注意し、留学後も随時

所属の研究科と連絡を密にすること。

(3)旅券法第 16 条により、外国に住所又は居所を定めて３か月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務づけられている。現地での緊急事態等の発生の場合に在外公館からの連絡や保護をうけられるよう、現地到着後、必ず最寄りの在外公館に「在留届」を提出すること。

〔在留届電子届出システム〕

〇外務省「ORRnet」https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html

(4)UCL 稲盛留学生候補者及び UCL 稲盛留学生が、下記の事項に該当し、既に支援金を受給している場合にあっては、支援金の全部又は一部を返納させる場合がある。

1)５.に掲げる要件を備えなくなったとき。

2)８．に定める申請書類等の記載事項に虚偽が発見されたとき。

3)10．(5)により提出された誓約書に違反する行為があったと認められるとき。

4)12.により提出された留学状況報告書等に基づき、UCL 稲盛留学生本人、留学先指導教員又は５．(7)により推薦した研究科長が、留学継続が困難であると判断したとき。

5)その他、上記以外の事項により留学の中止が適当であると認められるとき。

14.個人情報の取扱

提出された個人情報は、本事業実施のために利用する。また、この利用目的の適正な範囲において、必要に応じて他機関に提供され、その他の目的には利用しない。

15.申請書類等提出先及び本件照会先

学生部国際事業課留学生係

電話：099-285-3124（平日：8:30-17:15）

E-mail: ryugaku@kuas.kagoshima-u.ac.jp

本募集要項、申請書類等は、以下ホームページからダウンロード可能。

https://www.kagoshima-u.ac.jp/international/202021ucl.html